

働く人の権利をご存じですか？

労働関係

外国人が日本で働くときには、在留資格を問わず、日本人と同じ法律が適用されます。労働者に対して意識的にこうした法律を知らせようとはせず、無視する会社もあります。

自分に与えられた権利は、自分が知識を得て、権利を主張しなければあなたを守ってはくれません。

労働基準監督署、ハローワークや年金事務所などの行政機関だけでなく、ユニオンなどの支援団体に相談してください。

1 労働契約書又は労働条件通知書

1. どのような労働条件で働いているかは会社からもらう労働契約書又は労働条件通知書に全て記載されている。
2. 問題があれば必ずこの労働契約書と労働条件通知書が必要になるので大切に持つておくこと。
3. 残業代の問題には、賃金支払明細書とタイムカード、そして自分で記録した労働時間が必要になるので、問題があると感じたら日々の労働時間の記録をつけること。
4. 可能であれば話の内容を録音しておくこと。

2 労働日と休日

1. 会社によって労働日と休日は異なっており、労働条件通知書で確認する必要がある。
2. 会社カレンダーで1年間の労働日と休日が決まっている会社もある。
3. 法律では週1回の休日（法定休日）が定められている。
 - 1日8時間労働では、週2日の休日（法定休日と所定休日）となる。
 - 1日7.5時間労働では週1日の休日（法定休日）になり、1日は2.5時間労働になる。
 - 法定休日…法律で定められた1日の休日（通常日曜日）
 - 所定休日…会社が定めた休日（通常土曜日と祝日等）
4. 1日8時間労働（週休2日）と7.5H/日の1年単位の変形労働時間制との休日差
 - 1日8時間労働(週休2日)
1年52週であるため年間休日は104日で、年間労働日数は365日-104日=261日となり、年間労働時間=261日×8H=2,088Hとなり、どのような変形労働時間制でもこれが上限となる。
 - 1日7.5H労働で、1年単位の変形労働時間制の場合
2,088H÷7.5H=278日の労働日となり、休日日数は365日-278日=87日となる。
 - 年間カレンダーを87日で作成し、8時間労働させる不正も少なくないはず。

3 労働時間

- 1日の労働時間は8時間、1週間の労働時間は40時間。
- この労働時間を超えると残業となり、25%の加算となる。
 - 7.5時間/日の場合、0.5時間は25%の割増はなく、8時間以降が25%割増しとなる。但し、労働条件通知書に「所定労働時間外労働 25%」とあれば7.5H以降全て25%割増しとなる。
- 仕事の前後のミーティングや体操時間は労働時間となる。
- 残業(1日8時間を超えた時間)、法定休日そして深夜の労働に対しては、1時間単価に下記の率を乗じた賃金が加算して支払われる。

残業(月~土) 所定休日	25%	法定休日	35%	深夜 (22時~5時)	25%
-----------------	-----	------	-----	----------------	-----

- 労働条件通知書で「所定休日 35%」と決められているものもある。
- 深夜労働(22時~5時)が残業であったり、法定休日であったりすれば、平日50%の加算、法定休日は60%の加算となる。

Aは1日7時間労働で、日曜日だけが休日の場合

Bは1日8時間労働で、土曜日と日曜日が休日の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	合計
A	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	5時間	40時間
B	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	48時間

Aの場合、残業時間はない。

Bの場合、土曜日は「1時間単位×1.25×8時間」の残業代が支払われる。

4 残業代1時間単価の計算方法

- 労働に関係ない手当(通勤、扶養、住宅手当等)以外の賃金の合計額を基にして1時間単価を計算する。
- 上記賃金額を1カ月平均労働時間で除したものが1時間単価になる。皆勤手当等、毎月変動する手当があれば毎月違う。

5 賃金からの控除

- 所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、家賃、その他
 - 週30時間以上働いていればアンダーラインのものは該当する。
- 奥さんや家族がいれば所得税が安くなる。母国の家族に送金していても同じ。
 - ※会社に提出する書類
 - ①扶養控除申告書
 - 【以下は母国の家族の場合】
 - ②母国の市役所の扶養証明書(フィリピンでは balan gay の証明書(翻訳書添付必要)、ベトナムでは日本語兵器の扶養証明書)
 - ③扶養家族一人一人への送金証明書
- 毎月支払う家賃に問題はないか。一部屋または1軒屋の場合、「家賃×人数」で適正な家賃かどうか判断する。(実習生にみられる問題)

6 最低賃金

- 1.最低賃金は毎年10月1日に変更になり、県ごとに違う。(産業別は12月31日変更)
広島県の最低賃金の推移 (2024年10月1日現在)

	最低賃金	自動車・同付属品製造	電子部品・電気器具	造船
2022年	930円	964円	953円	999円
2023年	970円	998円	995円	1030円
2024年	1020円	998円	995円	1030円

7 休業手当

- 1.会社の都合で休業した時は平均賃金の60%以上の休業手当が支払われる。
- 2.台風等の自然災害によって仕事が出来なくなった時はダメ。

8 子供の看護休暇・介護休暇 (すべての労働者が対象)

- 1.子供の看護休暇
 - 小学生就学前の子がいれば、1年間に、1人の場合5日、2人以上の場合10日の看護休暇が認められている。病気、怪我や予防接種の付き添い等の場合。
- 2.介護休暇
 - 要介護状態の家族の介護のため、1年間に、1人の場合5日、2人以上の場合10日の看護休暇が認められている。
- 3.1時間単位で取得でき、事業主は拒否できない。
- 4.有休か無休かは会社によって違う。

9 有給休暇 (付与された日から2年経過すると権利がなくなる)

- 1.有給休暇は自分の休みたいときに休むことができる労働者の権利として法律で認められたもので、病気の時だけしか使えないというのは間違い。
- 2.退職前、帰国前にまとめて休むこともできる。
- 3.有給休暇は次のように与えられる。

1年目	1月 座学	6カ月	10日			xxxx
2年目			6カ月	6カ月	11日	
3年目			6カ月	6カ月	6カ月	6カ月

- 採用されて6か月後に10日発生し、以後1年ごとに11日、12日、14日、16日、18日、そして採用後6年6か月目以降は毎年20日付与される。ただし、実習生は1カ月の座学終了後から計算する。

4. アルバイトも与えられ、週1日しか働かない人でも6カ月経過後に1日与えられる。

週所定 労働日数	1年間の 所定労働日数	継続勤務年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

5. 10日以上年休が与えられる労働者には1年以内に5日有給休暇を与える義務が会社にある。

6. 年休の買上は禁止されているが、自由に使用させた残りを買い上げることに問題はない。

10 労災保険（工作中や通勤途中の事故や病気）

1. 労災からの給付は日本国家から給付されるもので、保険料は事業主が100%負担。
2. 治療等自己負担は一切ない。
3. 医療保障(自己負担なし)、休業補償(賃金の約80%)、後遺障害(障害に応じて年金か一時金)、死亡保障、遺族年金。
4. 未払賃金立替払制度。
5. 会社が倒産し、賃金が支払われない労働者に、未払賃金の一部を立替払する制度。

11 私傷病で休業した時（国民健康保険は対象外）

1. 傷病手当金
 - 最初の3日間を除いて4日目以降の休業について賃金が支給されなかった日に対して健康保険から賃金の2/3程度が支給される。一つの傷病について1年6カ月受給できるが、糖尿病等からの関連疾病の場合は同一疾病とみなされてダメ。
2. ただし、脳梗塞等で、初診日から1年6カ月が経過しても職場復帰できなければ、障害厚生年金の受給ができる。

12 解雇予告手当

1. 解雇する場合には30日前までに通知するか、30日分の平均賃金を支払えば即時解雇できる。
2. 実習生は3年契約を結んで来日しているため、残りの期間の損害賠償請求ができる。

13 解雇制限

1. 業務上の災害により休業する期間及びその後30日間
2. 産前(6週間多胎妊娠14週間)産後(8週間)の女性が休業する期間及びその後30日間

14 実習生の妊娠

1. 産前産後の休業また育児休業等の権利があることが実習生機構のHPに掲載されているが、会社、協同組合また実習生機構がどのような対応をすべきかの指針は示されていないため、事業主等支援団体からの支援が得られなければ日本での出産は不可能といえる。
2. 妊娠出産を支援している会社があると実習生から聞いているが、ほとんどの場合、帰国せざるを得ないが、帰国後、妊娠は契約違反として送り出し機関からの損害賠償請求の可能性がある。その場合、実習生機構に請求書を添えて申告してみる必要がある。
3. 支援団体
NPO法人日越ともいき支援会(東京) TEL 03-6435-6644 <https://nv-tomoiki.or.jp/>



公益社団法人 橋本財団
<https://www.hashimotozaidan.or.jp/>